

(平成23年11月16日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認静岡地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 10 件

厚生年金関係 10 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

厚生年金関係 8 件

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成13年3月1日から15年9月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を13年3月から14年11月までは62万円、同年12月から15年8月までは56万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成15年9月1日から同年12月21日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額（56万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を56万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年3月1日から15年12月21日まで  
ねんきん定期便を確認したところ、A事業所における申立期間の標準報酬月額が、実際には60万円前後の給与額だったところ9万8,000円に引き下げられているので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成13年3月から15年8月までの期間に係る申立人の標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初、13年3月から14年11月までは62万円、同年12月から15年8月までは56万円と記録されていたところ、同年2月10日付けで、13年10月及び14年10月の定時決定並びに同年12月の随時改定を取り消した上で、13年3月に遡って9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録において、事業主及び取締役2名についても、申立人と同様に平成15年2月10日付けで、標準報酬月額の遡及訂正処理が行われて

いることが確認できる上、A事業所の滞納処分票により、申立期間当時、当該事業所は保険料を滞納していたことが確認できる。

さらに、申立人は、A事業所の商業登記簿謄本により、取締役であったことが確認できるが、事業主及び元事務責任者は、「申立人は経営に関与する立場に無く、社会保険事務も行っていなかった。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、平成15年2月10日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考へ難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録処理があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の13年3月から15年8月までの標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出た13年3月から14年11月までは62万円、同年12月から15年8月までは56万円に訂正することが必要と認められる。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成15年9月1日）で9万8,000円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情は見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、申立期間のうち、平成15年9月から同年11月までの期間に係る申立人の標準報酬月額については、オンライン記録では9万8,000円とされているところ、A事業所の元顧問であった社会保険労務士が提出した源泉徴収簿兼賃金台帳から、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（56万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を56万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 56 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 4 月 1 日から同年 12 月 11 日まで

A事業所における申立期間に係る標準報酬月額記録は、給与支払明細書で確認できる総支給額及び厚生年金保険料額と比較して低いことが分かったので、給与支払明細書において確認できる総支給額及び厚生年金保険料額に見合う額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び総支給額並びに事業主の回答及び同僚の証言において推認できる報酬月額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、年金事務所が所持している平成 19 年 9 月及び 20 年 9 月に係る被保険者報酬月額算定基礎届において、事業主が届け出た報酬月額は、オンライン記録どおりの標準報酬月額に見合うものであることが確認できる上、事業主は上記給与明細書

において確認できる保険料控除額及び報酬月額に見合う報酬月額を届け出していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、昭和61年9月及び同年12月から62年3月までの期間は22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年9月1日から62年10月1日まで

ねんきん定期便で標準報酬月額について確認したところ、申立期間当時にA事業所から支給されていた給料より低額の標準報酬月額が記録されていることが分かった。給料明細書を所持しているため、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、昭和61年9月及び同年12月から62年3月までの期間の標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び給与総支給額から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情

は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和 61 年 10 月、同年 11 月及び 62 年 4 月から同年 9 月までの期間については、給与明細書により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額（1 万 3,640 円）に見合う標準報酬月額（22 万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（20 万円）よりも高額であるものの、給与明細書に記載された報酬月額に見合う標準報酬月額（昭和 61 年 10 月は 17 万円、同年 11 月、62 年 4 月、同年 6 月、同年 8 月及び同年 9 月は 20 万円、62 年 5 月及び同年 7 月は 19 万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（20 万円）と一致している、又は低額となっていることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

## 静岡厚生年金 事案 2085 (事案 545 及び 836 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立期間②について、事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を平成6年4月から同年7月までは50万円、同年8月から8年12月までは30万円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年7月27日から57年11月1日まで  
② 平成6年4月1日から9年1月31日まで

申立期間①について、年金事務所から当該期間の年金記録が確認できないとの回答を得たが、当時、私が経営する会社を有限会社から株式会社に変えただけで、同一の場所で継続して営業していたので、申立期間①を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②について、標準報酬月額を訂正してほしいとして申立てを行い、記録訂正を認めることはできないとの通知を受けたが、当時の給与が9万2,000円ということはあるので、再度、調査審議し、申立期間②において、実際に得ていた給与に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②に係る申立てについて、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、A事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成9年2月1日よりも後の同年2月5日に、6年4月から同年7月までは50万円から9万2,000円に、同年8月から8年12月までは30万円から9万2,000円に遡って訂正されたことが確認できるところ、閉鎖登記簿謄本において、代表取締役を退いたことを確認することができず、また、従業員からも当該事実を確認することができない上、同事業所の社会保険及び経理事務について、申立人は把握していたはずであるとの証言を得たこと等から、申立期間②に係る標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められないとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年8月7日付け及び22年1月29日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知



が行われている。

しかし、今回の再々申立てに当たり、A事業所に係る滞納処分票及び応対記録を確認したところ、平成6年6月以降、社会保険事務所職員と申立人が滞納保険料の納付について話を継続しているところ、i)平成9年2月3日に、B公共職業安定所から、事業主が行方不明となり、従業員が相談に来所した旨の連絡があったこと、ii)同年2月5日に、従業員が来所し、同年1月31日に通常どおり出社したところ、社長不在、夜逃げしたことが分かった旨の聴取を行っていること等の事跡が確認できることから、標準報酬月額の変及訂正処理が行われた同年2月5日において、申立人は行方が分からない状態であったことがうかがえる上、申立人が当該変及訂正処理に関与した形跡は確認できない。

また、A事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日に被保険者資格を喪失している者に聴取したところ、複数の者が「申立人は夜逃げした。」と証言しており、このうち一人は申立人が平成9年1月30日の夜から翌朝にかけて夜逃げしたことを具体的に記憶していることから、申立人が標準報酬月額の変及訂正処理に関与したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような変及訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間②において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成6年4月から同年7月までは50万円、同年8月から8年12月までは30万円に訂正することが必要と認められる。

一方、申立期間①について、事業所検索の結果、当該期間において、A事業所の所在地を管轄する年金事務所管内にA事業所及びこれに該当すると考えられる厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

また、申立人と同様、申立期間①の前後にC事業所及びD事業所で記録を有する複数の者は、いずれも申立期間①において、国民年金に加入しており、このうち一人は国民年金保険料を納付していることが確認できる上、社会保険事務を担当していたとされる申立人の妻も、申立期間①（昭和57年8月から同年10月までを除く）は国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

さらに、上述の者のうち一人から、「申立期間①当時、会社として厚生年金保険に加入できないので、国民年金に加入してほしいとの話があり、加入手続も会社が行った。」との証言を得た。

加えて、上述の社会保険事務を担当していたとされる申立人の妻は既に死亡していることから、申立期間①当時、厚生年金保険の適用事業所になっていない理由等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立期間②について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を、平成6年10月は53万円、同年11月及び同年12月は59万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年11月30日から6年10月1日まで  
② 平成6年10月1日から7年1月14日まで

ねんきん定期便で、A事業所に勤務していた申立期間①について厚生年金保険の加入記録が無く、申立期間②について標準報酬月額が給与よりも大幅に低くなっていることが分かった。しかし、申立期間①にはA事業所で継続して勤務しており、申立期間②には給料が下がった記憶が無いので、それぞれの申立期間について記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、平成6年10月は53万円、同年11月及び同年12月は59万円と記録されていたところ、A事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成7年4月30日）の後の7年12月4日付けで、6年10月から同年12月までの期間、標準報酬月額が遡って9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる上、複数の同僚においても、同日付けで、上記期間について、遡って9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A事業所の閉鎖登記簿謄本から、申立人は、申立期間②当時、取締役の一人であったことが確認できるものの、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日以前に当該事業所を退職していることが雇用保険の加入記録から確認できる上、元従業員は、「申立人は取締役であったが、営業担当であり、社会保険事務には関与していなかった。社会保険業務は代表取締役が担当していた。」と証言していることから、申立人は、社会保険事務につ

いて権限を有しておらず、自らの標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間②において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成6年10月は53万円、同年11月及び同年12月は59万円に訂正することが必要であると認められる。

一方、申立期間①について、申立人は、「申立期間①にA事業所で継続して勤務しており、厚生年金保険料を給与から控除されていたと思う。」と主張しており、雇用保険の加入記録から、申立人が当該期間にA事業所で勤務していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録から、A事業所は、平成5年11月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、その後、6年10月1日に再び適用事業所になっており、申立期間①は厚生年金保険の適用事業所に該当しない期間であることが確認できる。

また、全国健康保険協会に照会したところ、申立人は、平成5年11月30日から6年10月11日まで健康保険の任意継続被保険者であったことが確認できる。

さらに、A事業所の元取締役は、「会社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後、給与から厚生年金保険料を控除することはなかったと思う。」と証言している。

加えて、A事業所の事業主とは連絡が取れず、当該事業所は既に解散していることから、申立人の厚生年金保険の適用及び保険料控除の状況について確認できる資料及び証言を得ることはできない。

このほか、申立期間①における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 3 月 29 日から 36 年 1 月 6 日まで  
② 昭和 36 年 1 月 17 日から 37 年 8 月 25 日まで

年金事務所へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年2か月後の昭和38年10月17日に支給決定されたこととなっている上、申立期間②に係る事業所の厚生年金保険被保険者原票において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である37年8月25日の前後約2年以内に資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす8人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、脱退手当金の支給記録がある者は申立人のみであることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①より前の被保険者期間及び申立期間②より後の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっているが、4回の被保険者期間のうち、最初の被保険者期間と支給日直近の被保険者期間を申立人が失念するとは考え難い。

さらに、申立人は、脱退手当金が支給決定されたこととなっている日から間もなくして別の事業所に再就職し、厚生年金保険の被保険者となっていることを踏まえると、その直前に脱退手当金を請求するというのは不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 3 月 22 日から 38 年 4 月 1 日まで  
② 昭和 38 年 4 月 1 日から 39 年 12 月 30 日まで  
③ 昭和 40 年 5 月 6 日から 41 年 12 月 31 日まで

年金事務所で厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みとの回答であったが、脱退手当金を受給した記憶が無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間③に係る事業所の厚生年金保険被保険者原票において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 41 年 12 月 31 日の前後 2 年以内に資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす女性 2 名は、いずれも脱退手当金の支給記録が無い上、当該事業所の厚生年金保険を申立人と同時期に資格喪失した者のうち、連絡先が把握できた 4 名の者から脱退手当金の受給状況について聴取したところ、いずれの者からも事業主による代理請求をうかがうことはできないことを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間②と③の間にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間である 3 回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を23万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和56年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年3月19日

年金事務所に厚生年金保険の記録について照会したところ、申立期間に支払われた賞与に係る記録が無い旨の回答を得たが、賞与明細書により申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する特別賞与（平成20年3月19日支給）に係る明細書から、申立人は、申立期間において23万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていること、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年3月19日

年金事務所に厚生年金保険の記録について照会したところ、申立期間に支払われた賞与に係る記録が無い旨の回答を得たが、賞与明細書により申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する特別賞与（平成20年3月19日支給）に係る明細書から、申立人は、申立期間において30万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていること、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を42万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年3月19日

年金事務所に厚生年金保険の記録について照会したところ、申立期間に支払われた賞与に係る記録が無い旨の回答を得たが、賞与明細書により申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する特別賞与（平成20年3月19日支給）に係る明細書から、申立人は、申立期間において42万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていること、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 10 月 1 日から 5 年 2 月 27 日まで

A事業所の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、13万4,000円となっているが、給与は固定給で15万円もらっており、途中で給与が下がった記憶が無いので、給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成4年8月1日の随時改定により13万4,000円と記録されていたところ、同年8月21日付けで、当該随時改定が取り消され、同年10月1日の定時決定により13万4,000円とされていたが、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した日（平成5年2月27日）より後の5年6月22日付けで、13万4,000円だった標準報酬月額が遡って15万円に訂正されるものの、同年7月30日付けで再度、13万4,000円に訂正されている。

しかしながら、申立人は、当時の給与明細書等の関連資料を所持していないことから、申立期間に係る厚生年金保険料控除額及び報酬の総額を確認することができない。

また、B事業所（A事業所の後継事業所）は、「申立期間に係る資料は残されておらず、また、当時の社会保険及び給与事務担当者もいないため、当時の状況について確認することができない。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる資料及び証言を得ることはできなかった。

さらに、オンライン記録によると、申立人の整理番号の前後20名のうち、申立人と同様に被保険者資格を喪失した日より後の平成5年6月22日付けで、標

準報酬月額が遡って訂正され、同年7月30日付けで再度、従前の標準報酬月額に訂正されている者が1名確認できるものの、大幅な標準報酬月額の増減ではなく、事業主が訂正の届出を行ったことにより社会保険事務所（当時）が訂正処理を行ったと考えるのが自然であり、当該処理に不合理な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間にその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月頃から 44 年 3 月頃まで  
社会保険事務所（当時）に年金記録の照会を行ったところ、過去に勤務していた A 事業所の年金記録が確認できないとの回答を得たが、申立期間当時、B 市の A 事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「C 県の事業所に勤務していたところ、当該事業所の社長から、B 市の会社を手伝ってやってほしいと言われて、A 事業所に勤務した。」と述べているところ、申立人の詳細な記憶から、勤務期間については特定できないものの、申立期間当時、申立人が B 市の事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、申立人が、A 事業所があったと記憶する B 市を管轄する年金事務所の適用事業所名簿によれば、申立期間において、A 事業所という名称の適用事業所は確認できないことから、事業所所在地及び事業主名が申立人の記憶と一致する D 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和 39 年 7 月 1 日から 47 年 9 月 11 日までに厚生年金保険の被保険者資格を取得した全ての者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

また、D 事業所で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「D 事業所では、請負のような形で働いている者も居た。申立人は、社長の親戚の紹介で、C 県の会社から来ていたので、D 事業所の社員ではなかったのかもしれない。」と述べている上、申立人が記憶する同僚についても、被保険者記録が確認できない者が見受けられる。

さらに、D 事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、B 市を管轄する法務局でも、当該事業所の商業登記の記録は確認ができず、事業主及

び事務担当者は既に死亡していることから、申立期間当時の厚生年金保険の適用及び保険料控除の状況等について確認できる関連資料及び証言を得ることはできなかった。

加えて、C県のE事業所は、申立期間後の昭和48年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるものの、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主は既に死亡していることから、申立人に係る厚生年金保険の適用及び保険料控除の状況等について確認できる関連資料及び証言を得ることはできない。

なお、雇用保険の記録においても、申立人が、申立期間に被保険者資格を取得した記録は確認できないほか、F市に照会したところ、申立人は、申立期間を含めて現在まで、継続して国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 20 年 2 月 1 日から同年 4 月 6 日まで  
② 平成 20 年 4 月 6 日から同年 5 月 21 日まで  
③ 平成 20 年 5 月 21 日から同年 9 月 1 日まで

年金事務所に照会したところ、申立期間①及び③については、A事業所から厚生年金保険の記録を訂正する届出が2年以上経過後に提出されたが、時効により保険料を徴収できず、保険給付の対象とならない期間であるとの回答であり、申立期間②については、保険給付の対象とならない期間にさえならない期間であるとの回答を得たが、当該事業所に継続して勤務していたので、申立期間を保険給付の対象となる厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び③について、申立人が提出した給与明細書並びにA事業所が提出した労働契約書及びアルバイト賃金計算基礎報告書により、申立人が当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、上述の給与明細書により、申立期間①及び③に係る申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる上、A事業所は、「申立人はアルバイトであり、厚生年金保険に加入していなかったことから、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していなかった。年金事務所の指導により、時効にかからない期間については保険料を納付した。」と回答している。

また、オンライン記録によれば、申立人のA事業所における厚生年金保険の被保険者記録は、当該事業所からの届出に基づき、平成 22 年 11 月 10 日付けで、20 年 2 月 1 日から同年 4 月 6 日までの期間及び同年 5 月 21 日から 21 年 6 月 11 日までの期間が厚生年金保険の被保険者期間とされ、当該期間のうち、20 年 2 月 1 日から同年 4 月 6 日までの期間及び同年 5 月 21 日から同年 9 月 1 日までの期

間は厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の対象とならない期間として記録されている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、あっせんの対象となる事案は、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を控除していたことが要件とされているところ、申立人から提出された給与明細書によれば、申立期間①及び③において、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できることから、特例法によるあっせんの対象とならない。

申立期間②について、申立人は、当該期間は休職期間であり、在籍はしていたと述べているが、A事業所は、「申立期間②については、申立人に係る労働契約書が確認できず、平成 20 年 5 月 21 日を始期とする労働契約書が存在することから、当該期間の勤務実態は不明である。」と回答している。

また、申立人は、平成 20 年 4 月の給与明細書を所持していない上、A事業所は、「申立人はアルバイトのため、厚生年金保険料を控除していない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 8 月 25 日から 39 年 3 月 31 日まで  
年金事務所へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者原票で、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 39 年 3 月 31 日の前後約 2 年以内に資格を喪失した被保険者期間を 2 年以上有する女性は 42 人確認でき、資格喪失後 6 か月以内に転職し、他の事業所で厚生年金保険に加入していた 9 人を除く 33 人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、22 人に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 17 人について資格喪失日から 5 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月後の昭和 39 年 9 月 22 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月 27 日から同年 8 月 31 日まで

厚生年金保険の加入期間について年金事務所に照会を行ったところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。しかし、A事業所に勤務していたのは事実なので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、勤務期間は特定できないものの、申立人がA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、B事業所（A事業所が名称変更）は、「申立期間当時の資料は無いが、申立期間当時、正社員は厚生年金保険、健康保険及び雇用保険は同時に加入した。」と回答しているところ、申立期間に係る申立人の雇用保険の被保険者記録は確認できない。

また、申立人が同僚として挙げた者は、「試験採用の者は、入社と同時に厚生年金保険、健康保険及び雇用保険に加入していた。申立人は、紹介採用のため、厚生年金保険の取扱いが違っていただと思う。」と述べている。

さらに、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、昭和 49 年 3 月 20 日から 50 年 9 月 22 日までに厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年8月25日から同年11月25日まで  
② 昭和26年6月6日から28年3月29日まで  
③ 昭和28年10月21日から29年1月30日まで  
④ 昭和31年10月10日から32年4月8日まで

年金事務所で厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であったが、脱退手当金を受給した記憶が無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間④に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和32年7月24日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金は昭和32年7月24日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金を受給できなかったのであるから、申立期間④に係る事業所を退職後、45年1月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 3 月 31 日から同年 4 月 2 日まで  
② 昭和 56 年 3 月 30 日から同年 4 月 2 日まで  
③ 昭和 56 年 12 月 28 日から 57 年 1 月 5 日まで  
④ 昭和 57 年 12 月 27 日から 58 年 1 月 5 日まで  
⑤ 昭和 58 年 12 月 28 日から 59 年 1 月 5 日まで  
⑥ 昭和 59 年 12 月 28 日から 60 年 1 月 5 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間①から⑥までの期間について加入記録が確認できないと回答を得た。A事業所には、昭和 49 年 4 月 19 日から 60 年 9 月 30 日まで継続して勤務していたので、申立期間①から⑥までを厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間①から⑥までの期間にA事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人は、申立期間①から⑥までの全ての期間において、厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、同月又は翌月以内に健康保険被保険者証を返納していることが確認できる。

また、A事業所は、「時期は不明だが、年度末及び年末に厚生年金保険の資格を喪失させる取扱いをしていた時期があったようである。厚生年金保険に加入していない者から保険料の控除はしないと思われる。」と回答している。

さらに、申立人が記憶する元同僚も、オンライン記録から、申立期間①から⑥までの全ての期間において、申立人と同月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失及び取得しており、申立期間は厚生年金保険に加入していないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①から⑥までにおける厚生年金保険料控除につい

て確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 8 月 1 日から 47 年 7 月 1 日まで

年金事務所に標準報酬月額の照会を行ったところ、A事業所における厚生年金保険の標準報酬月額の記録は、申立期間において前の期間より下がっているとの回答を得た。しかし、給与が下がった記憶はないので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、申立人は、給与明細書等の関連資料を所持していないことから、当該期間に係る厚生年金保険料控除額及び報酬の総額を確認することができない。

また、B事業所（A事業所が名称変更）の担当者は、「昭和 42 年以降、賞与の支給回数が、従来の年 4 回から年 3 回に変更になっており、標準報酬月額算定の基になる報酬額が変更になった。年収が下がったわけではない。」と回答していることから、当該事業所において、昭和 42 年 8 月以降、標準報酬月額の算定に係る賞与の取扱いが変更され、報酬に該当しないものとして取り扱われるようになったことがうかがわれる。

さらに、オンライン記録において、申立人が挙げた複数の同僚を含むほぼ全員の女性従業員の標準報酬月額が昭和 42 年 8 月 1 日に下がっていることが確認できる。

加えて、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の標準報酬月額が遡及して引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間にその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺

事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。